別表第６　学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学　歴　免　許　等　の　資　格
基礎学歴区分	学歴区分	
１　大 学 卒	一　博士課程修了	（１）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学院博士課程の修了 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二　修士課程修了	（１）学校教育法による大学院修士課程の修了 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三　大学６卒	（１）学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第５３条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる　組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣　医学に関する学科（修業年限６年のものに限る。）の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四　大学専攻科卒	（１）学校教育法による４年制の大学の専攻科の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五　大学４卒	（１）学校教育法による４年制の大学の卒業 （２）国立看護大学校の卒業 （３）保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする　修業年限１年以上のものに限る。）の卒業 （４）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
２　短 大 卒	一　短大３卒	（１）学校教育法による３年制の短期大学の卒業 （２）学校教育法による２年制の短期大学の専攻科の卒業 （３）学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 （４）診療放射線技師法（昭和２６年法律第２２６号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 （５）臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和３３年法律第７６号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 （６）臨床工学技士法（昭和６２年法律第６０号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 （７）理学療法士及び作業療法士法（昭和４０年法律第１３７号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 （８）視能訓練士法（昭和４６年法律第６４号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のもの又は「短大２卒」を入学資格とする修業年限１年以上のものに限る。）の卒業 （９）言語聴覚士法（平成９年法律第１３２号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは　高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第３　３条第３号の規定に基づき厚生労働省令（平成１０年厚令第７４　号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における１年　（高等専門学校にあっては、４年）以上の修業を入学資格とする　修業年限２年以上のものに限る。）の卒業

		(10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和２２年法律第２１７号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年のものに限る。）の卒業 (11) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 (12) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二　短大２卒	（１）学校教育法による２年制の短期大学の卒業 （２）学校教育法による高等専門学校の卒業 （３）学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科（２年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 （４）栄養士法（昭和２２年法律第２４５号）第２条第１項の規定による栄養士の養成施設（「高校３卒」を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 （５）歯科衛生士法（昭和２３年法律第２０４号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 （６）歯科技工士法（昭和３０年法律第１６８号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 （７）あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限５年のものに限る。）の卒業 （８）保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第２１条第３号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業 （９）児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）第１３条第１項第１号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校３卒」を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 (10) 海上保安学校本科の修業年限２年の課程の卒業 (11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三　短大１卒	（１）海上保安学校本科の修業年限１年の課程の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
３　高 校 卒	一　高校 専攻科卒	（１）学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校スは養護学校の専攻科の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二　高校３卒	（１）学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三　高校２卒	（１）保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
４　中 学 卒	中　学　卒	（１）学校教育法による中学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養成学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 （２）上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格